

令和4年度 労働衛生行政のあらまし

◇ ウィズコロナ時代に安全で健康に働ける職場づくり ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局 (令4.8.30)

職業性疾病による休業4日以上死傷災害の発生件数は、長期的に緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降増加に転じ、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症のり患によって増加が加速しました。令和3年に発生した職業性疾病の死亡災害は、新型コロナウイルス感染症のり患、脳・心臓疾患、精神的負荷による労働災害で12人の方が亡くなっています。休業災害は、新型コロナウイルス感染症のり患増加にともない63%増加し1,840件となっています。新型コロナウイルス感染症のり患を除いた件数の82%が腰痛であって、次いで、熱中症、化学物質、上肢障害による健康障害などが発生しています。

強い心理的負荷による精神障害や過重な業務による脳・心臓疾患の労災請求件数は増加又は高止まりしており、事業場におけるストレスチェック制度をはじめとする事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が必要になっています。

近年、がんのみならず、脳卒中、心疾患、肝疾患、難病、そして糖尿病など障害・疾病を抱える労働者が、仕事を続けながら、治療を行うことができるよう支援を行うことが重要となっており「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発を図る必要があります。

一般定期健康診断では、有所見率が5割を超え、毎年、増加傾向にあることから、健康診断で何らかの所見が認められた労働者に対し、産業医を活用した健康診断の事後措置を実施することが引き続き重要な課題です。

引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」に基づき、地域の状況に応じて職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止、健康管理の強化を図り、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・図2)

令和2年度の脳・心臓疾患の労災補償状況は、請求件数が56件(前年度比△15件)、支給決定件数が17件(前年度比+4件)でした。また、精神障害等の労災補償状況は、請求件数が158件(前年度比△40件)、支給決定件数が44件(前年度比+15件)となっています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

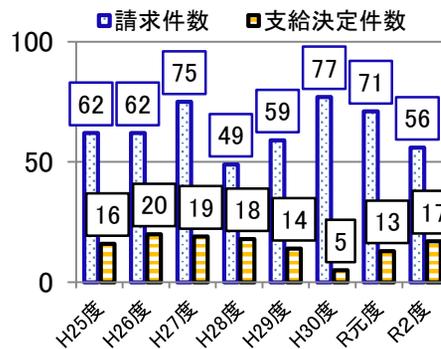
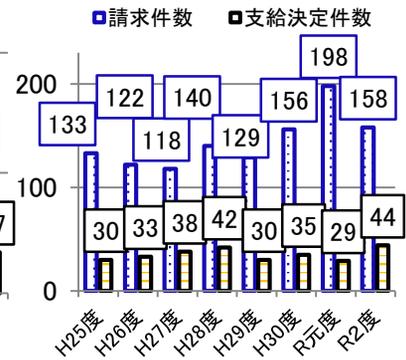


図2 精神障害の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3・図4)

(1) 令和3年の職業性疾病による死亡災害は、新型コロナウイルス感染症のり患6人、脳・心臓疾患3人、精神障害2、酸欠・一酸化炭素中毒等1人でした。直近8年間(平成26年～令和3年)の死亡災害37人のうち、脳・心臓疾患による死亡者は16人(43%)となっています。

(2) 令和3年の職業性疾病による休業4日以上の被災労働者数は1,840人と前年より714人増加しました。増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症ですが、新型コロナウイルス感染症関連のものを除いても20人増加しました。腰痛は600人と新型コロナウイルス感染症を除いた全体の83%を占めています。

図3 業務上疾病発生状況

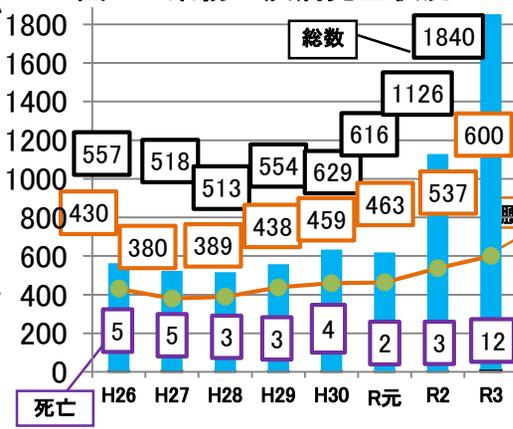


図4 業務上疾病による死亡災害(平成26年～令和3年)

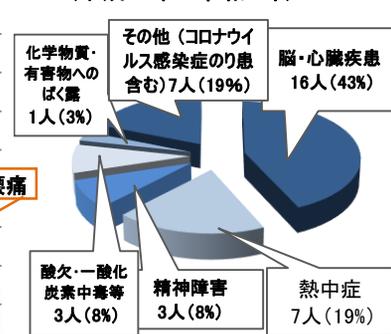
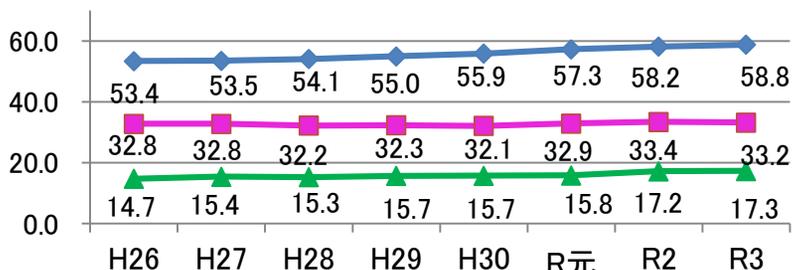


図5 定期健康診断の有所見率の推移

3 健康診断結果の状況(図5)

一般定期健康診断では、平成26年以降、有所見率(何らかの所見があった労働者の割合)が連続して増加しております。(令和3年全国の有所見率58.7%)

検査項目別では、血中脂質(33.2%)、肝機能検査(17.3%)、血圧(17.3%)、血糖(11.6%)など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。



第2 令和4年度労働衛生行政の重点

- 1 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進(腰痛予防対策の推進、熱中症災害防止対策の推進)
- 2 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進
- 3 化学物質対策・石綿ばく露対策の徹底
- 4 事業場における治療と仕事の両立支援
- 5 電離放射線障害防止対策等
- 6 粉じん障害防止対策
- 7 受動喫煙対策

1 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

(1)腰痛予防対策の促進

腰痛による死傷災害の増加傾向に歯止めをかけるため、「職場における腰痛予防対策の推進について」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に基づく取組について周知、指導を行います。また、第三次産業については、「小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進について」(令和4年2月9日付け基安発0209第1号)に基づいた取り組みをします。

[厚労省 腰痛予防対策指針](#)

[🔍 検索](#)

(2)熱中症災害防止対策の促進

「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づき、WBGT値に応じた措置を推進する「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間5月～9月)を展開し、屋外作業や高温多湿な屋内作業場の指導の際には、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置を講じるなど、また、厚労省委託事業ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」を活用し、職場における熱中症対策の徹底について周知啓発を行います。

[厚労省 熱中症予防](#)

[🔍 検索](#)

2 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策を普及させるため指導及び周知を行います。

また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(令和3年12月8日改正)の周知を行います。

[こころの耳 働く人のメンタルヘルスポータルサイト](#)

[🔍 検索](#)

[事業場における労働者の健康保持増進のための指針](#)

[🔍 検索](#)

3 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質による労働災害を防止するため、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹底し、特別規則対象外の物質による労働災害が多発していることから、化学物質の譲渡・提供時のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の徹底、これらに基づくリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく措置の徹底を図ります。

[厚労省 「溶接ヒューム等」特化則改正](#)

[🔍 検索](#)

また、解体等を行おうとする建築物等の石綿等の使用の有無について事前調査者の資格取得を勧め、石綿ばく露防止対策等を強化するため、改正された石綿障害予防規則等の周知指導を徹底する等の施策の充実を図ります。

[石綿総合情報ポータルサイト\(厚労省委託事業\)](#)

[🔍 検索](#)

4 事業場における治療と仕事の両立支援

神奈川県産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付け基発0223第5号、職発0223第7号)及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルや疾患別サポートマニュアルの周知を行います。また、治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度について、その周知、利用勧奨を行います。

[治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト](#)

[🔍 検索](#)

5 電離放射線障害防止対策

「放射線業務従事者に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知について」(令和元年11月1日付け基安発1101第1号)や目の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げなど令和3年4月1日から施行・適用された「電離放射線障害予防規則」や「電離放射線障害予防規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」に基づき対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、周知徹底を図ります。

[厚労省 放射線測定](#)

[🔍 検索](#)

6 粉じん障害防止対策

「第9次粉じん障害防止総合対策」(平成30年2月9日付け基発0209第3号)を踏まえ、第9次粉じん障害防止総合対策5か年推進計画に沿って指導等を実施します。

トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のため、粉じん障害防止規則等及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」について周知啓発を行います。また、「ずい道等建設労働者健康管理システムの活用を促します。

[厚労省 第9次粉じん障害防止総合対策](#)

[🔍 検索](#)

7 受動喫煙対策

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法第68条の2に定められています。職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者は、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。引き続き、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元年7月1日付け基発0701第1号)の周知啓発を図ります。

本年度の受動喫煙防止対策助成金については、受動喫煙防止対策助成金の手引き(厚労省HP)でご確認ください。

[厚労省 職場における受動喫煙防止対策について](#)

[🔍 検索](#)

第3 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各関係団体が作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業に対し周知等をお願いしてきたところです。

また、厚生労働省では、特に、事業場において留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、働きかけを行っています。「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化をお願いします。

[新型コロナ 取組5つのポイント](#)

[🔍 検索](#)

[職場における新型コロナチェックリスト](#)

[🔍 検索](#)

(参考)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会)、「動画教材 会議を行うにあたって新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのポイント」(独立行政法人労働者健康安全機構)

第4 神奈川県労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HPに掲載

1 計画の期間

平成30(2018)年4月～令和5(2023)年3月までの5年間

2 計画の全体目標

- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少・25人以下(2017年比)
- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少・6223人以下(同上)
- 業種別:建設業、製造業:死傷者数を10%以上減少・死亡者数を5人以下
:陸上貨物運送事業、小売業、飲食店:死傷者数を5%以上減少
:社会福祉施設:死傷年千人率で5%以上減少

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策(2017年末の集団分析を実施した事業場の割合:78.7%)

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017)とする。

(2) 腰痛予防対策(2017年末の疾病者数状況:438人)

【目標】腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

(3) 熱中症対策(前5か年の死亡者数:4人)

【目標】職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

推進状況は、 [神奈川県労働局 第13次防](#) [検索](#) [ご確認ください。](#)

第5 お知らせ

○ **神奈川県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕**を活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

神奈川県産業保健総合支援センターでは、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。産業保健スタッフ向けのサービス内容は、専門的相談対応(産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家が対応)、専門的研修等の実施、メンタルヘルス対策(メンタルヘルス促進員による個別訪問支援、メンタルヘルス専門家による相談対応)、治療と仕事の両立支援(両立支援促進員による個別訪問支援、窓口相談対応)、事業主・労働者に対するセミナーを無料で行っています。**神奈川県内1拠点:神奈川県産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)**

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。小規模事業場向けサービス内容は、健康診断の結果について医師からの意見聴取、長時間労働や高ストレス者に対する面接指導、労働者の「こころ」と「からだ」の健康管理に関わる相談、専門スタッフによる個別訪問指導を行っています。**神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センター**が活動を行っています。

○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

○ 神奈川県労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川県労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メルマガジンでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしくお願ひいたします。

[厚労省 安全衛生優良企業制度](#)

[検索](#)

令和4年度

神奈川県労働局の重点施策

すべての人がいきいきと働く
かながわを目指して



厚生労働省神奈川労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

神奈川労働局

検索

各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については神奈川労働局
ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> を
ご覧ください

ホームページ



メールマガジン



労働行政を展開していく際の基本的考え方

- 雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確に行政を推進していきます。
- 地域のニーズを的確に把握し、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。
- 労働行政における各種施策の内容や成果等について、労使はもとより国民全体にわかりやすい広報に努め、労働環境の整備に向けた気運の醸成を図っていきます。

令和4年度の重点施策

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援やオンライン化の推進

- 雇用の維持・在籍型出向の取組を支援します。
- 人材確保対策を推進します。
- ハローワークの職業紹介業務の充実・強化を推進します。
- オンライン化の加速等に伴う能力開発を推進します。

2 多様な人材の活躍促進

- 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進を図ります。
- 新規学卒者等への就職支援を行います。
- 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援を行います。
- 就職氷河期世代の活躍支援を行います。
- 高齢者の就労・社会参加の促進を行います。
- 障害者の就労促進を行います。
- 外国人に対する支援を行います。

3 誰もが働きやすい職場づくり

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ります。
- 安全で健康に働くことができる環境づくりを図ります。
- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進を図ります。
- 治療と仕事の両立支援を行います。



労働局による現場パトロール



よこはま新規大学等卒業予定者・既卒者就職面接会

雇用維持・労働移動等に向けた支援や オンライン化の推進

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

雇用の維持・継続の対策として、引き続き、雇用調整助成金等の周知及び迅速な支給に努めます。
また、産業雇用安定助成金により、在籍型出向により労働者の雇用維持に取り組む出向元と出向先双方の事業主を一体的に支援します。

2 人材確保対策の推進

医療・介護・保育分野など人材不足が深刻化している雇用吸収力の高い分野の支援を強化するため、県内7か所のハローワークに設置した人材確保対策コーナーを中心に、求職者・求人者双方に対する重点的なマッチング支援を実施します。

また、公的職業訓練（ハロートレーニング）について、地域ニーズを踏まえた職業訓練のコースを設定し、人材不足分野への再就職支援や、職種転換を必要とする方への支援を推進します。



3 ハローワークの職業紹介業務の充実・強化

新型コロナウイルス感染症の影響下の中、離職を余儀なくされた方々の就職支援や求人者支援について、多様なニーズに対応するため、ハローワークインターネットサービスによるマイページの開設・活用促進やオンラインを活用した職業相談、セミナー等の実施などハローワークの職業紹介業務のオンライン化を推進します。

また、キャリアコンサルティングを基礎とした担当制による一貫した職業相談・職業紹介を実施するとともに、雇用の確保を図るため、事業所訪問等による求人開拓を積極的に実施します。

さらに、求人者が適格な人材を確保できるよう支援するため、求職者が応募しやすい求人内容の設定等の助言を行うとともに、就職面接会や企業見学会の開催など、求人充足サービスに取り組みます。



多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

▶ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

令和4年4月1日から改正育児・介護休業法が順次施行され、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等について、あらゆる機会を捉えて周知を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出



を徹底するとともに、「くるみん」、「プラチナくるみん」認定の認定基準改定とそれに伴う新たな「トライくるみん」について広く周知し、認定申請に向けた働きかけを行います。

▶ マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

県内2か所のマザーズハローワーク及び県内7か所のハローワークに設置されたマザーズコーナーにおいて、子供連れでも安心して求職活動ができる環境を整えるとともに、就職を希望する子育て中の女性等の個々のニーズに沿った就職支援を実施します。また、地方自治体と連携を図り、子育てに係る行政サービス情報の提供に取り組みます。

▶ 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されたため、新たに義務化される事業主も含め、行動計画の策定・届出・情報公表が確実に行われるよう、法の着実な履行確保を図るとともに、企業が行動計画や自社の女性活躍に関する情報を公表するために設けている「女性の活躍推進企業データベース」への登録を促します。

また、えるぼし・プラチナえるぼし認定の取得を目指す企業等に、「民間企業における女性活躍促進事業」の「女性活躍推進アドバイザー」による事業主への説明会やコンサルティングの活用を促すことにより、女性活躍の更なる取組を推進します。



▶ 不妊治療と仕事の両立支援

今年度よりくるみん認定等の新たな類型として創設された不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度の活用を促すとともに、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等の周知・啓発を行います。

▶ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の遵守の徹底や、同措置により休業する妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対し、助成金の活用について支援を行い、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得することができる職場環境整備の推進を図ります。

2

新規学卒者等への就職支援

第二の就職氷河期世代をつくらないために、新卒応援ハローワーク等において大学等と連携し、新卒者に対して担当者制による個別支援や定着支援を実施するなど、きめ細かな就職支援を行います。

また、オンラインを活用した職業相談、面接指導の実施や新卒者が安心して就職活動に臨めるよう企業研究セミナーを開催します。特に新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた分野の専門学校生への支援を強化します。

3

非正規雇用労働者へのマッチングやステップアップ支援

▶ ハローワークの早期再就職に向けた支援

非正規雇用労働者等の個々の状況に応じて、担当者制による一貫した支援を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により離職され就労経験のない職業に就くことを希望する方について、トライアル雇用助成金を活用し安定的な早期再就職を支援します。

また、再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。

フリーターに対しては、わかものハローワーク等において、担当者制による個別支援のほか、各種セミナーの開催、職業適性検査等のサービス、定着支援の実施など、きめ細かな就職支援を通じて正社員就職を

支援します。

また、若年者の採用、育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として重点的に支援します。



▶ 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の着実な履行確保を図るとともに、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を行います。

▶ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方自治体庁舎内にハローワーク常設窓口を設置（26か所）また、福祉事務所等へ定期的な巡回訪問により、ハローワークと地方公共団体が一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。

4 就職氷河期世代の活躍支援

就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方々一人ひとりが置かれている複雑な課題に対応するため、県内4か所のハローワークに就職氷河期世代専門窓口を設置し、個々の課題に応じた就職支援を実施します。また、対象となる方の安定した雇用、多様な社会参加の実現のため、官民一体となった取組を推進します。



5 高齢者の就労・社会参加の促進

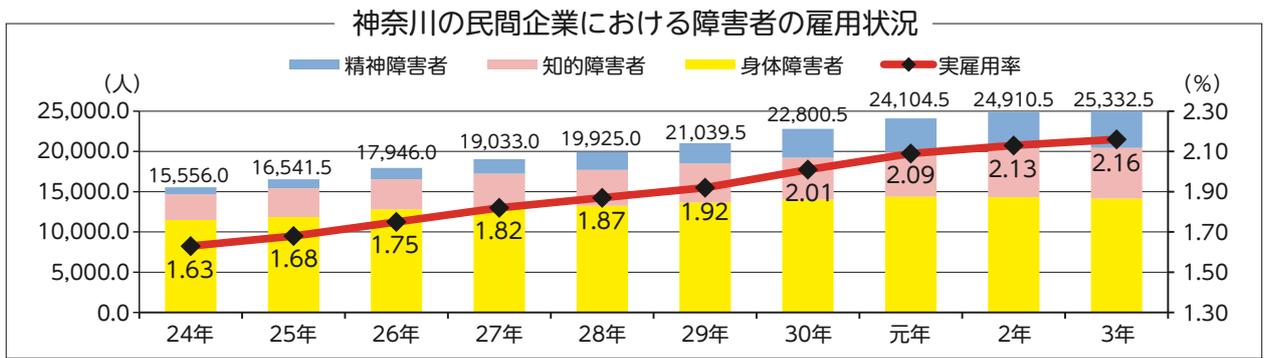
少子高齢化が急速に進行する中、我が国の経済社会の活力を維持・向上させるためには、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる社会を実現することが重要です。このため、70歳までの就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法の周知に努めるとともに、高年齢者の処遇改善を行う事業主を支援します。



6 障害者の就労促進

官民間問わず障害者の雇用促進や職場定着を一層推進するほか、多様な障害の特性に対応した適切な就労支援に取り組みます。障害者の法定雇用率未達成企業の指導・助言の強化に取り組むとともに、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等を強化します。





※1 (出典) 神奈川労働局 障害者雇用状況報告による。
 ※2 平成18年から平成24年は雇用義務がある企業(56人以上規模)についての集計。法定雇用率は1.8%
 ※3 平成25年から平成29年は雇用義務がある企業(50人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.0%
 ※4 平成30年から令和2年は雇用義務がある企業(45.5人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.2%
 ※5 令和3年は雇用義務がある企業(43.5人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.3%

7 外国人に対する支援

▶ 外国人労働者の適正な労務管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業主に対して、事業所訪問等による雇用管理状況の確認や改善のための助言・援助等に取り組みます。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、事業主へのリーフレット配布等により積極的に人材確保等支援助成金の周知を行い、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成に取り組めます。

▶ 外国人労働者に対する就職支援

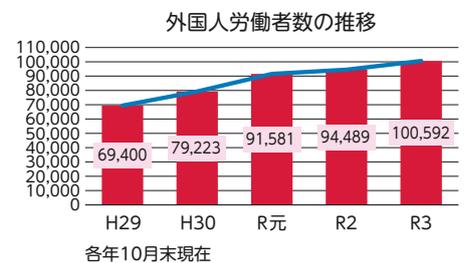
外国人留学生等に対して、ハローワークの外国人雇用サービスコーナーや新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおいて、留学早期の意識啓発からマッチング、就職後の定着に至るまで段階に応じた支援に取り組めます。

定住外国人等に対して専門相談員による職業相談や、定住外国人等が応募可能な求人の開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援や日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、就労・定着支援研修への積極的な参加勧奨に取り組めます。

▶ 多言語による労働条件等の相談及び職業相談支援体制の整備

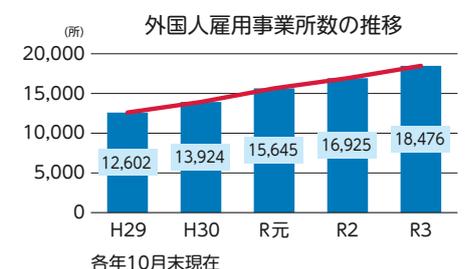
労働局及び厚木労働基準監督署に設置されている外国人労働者相談コーナー(英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語)において、外国人労働者の相談等に対応します。

また、県内6カ所のハローワークに設置された外国人雇用サービスコーナーにおいて、通訳員を配置するとともに、13カ国語に対応した多言語コンタクトセンター等の活用により、多言語に対応した職業相談支援体制の整備を図ります。



▶ 外国人技能実習生の労働条件確保対策の推進

技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対しては、相互通報制度や合同監督・調査など、出入国在留管理機関及び外国人技能実習生機構と連携しつつ、重点的に監督指導を実施します。



1

柔軟な働き方がしやすい環境整備

適正な労務管理下における「良質なテレワーク」の普及促進を図るため、テレワーク相談センター等が行う個別相談及びセミナーの案内、改定されたテレワークガイドラインを周知するとともに、中小企業事業主に対して、テレワークを導入し、雇用管理改善等に効果を上げた場合に「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を支給する支援を行います。

2

安全で健康に働くことができる職場づくり

▶ 職場における感染防止対策等の推進

- 労働局健康課に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、企業・労働者の相談等に対応します。
- 「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して、感染症防止の基本的事項の確認や職場の実態に即した実行可能な対策を促します。



▶ 長時間労働の是正

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者への労務管理等の支援を行います。
- 自動車運送事業、建設業など上限規制適用猶予業種・業務を対象に、労働時間法制度や取組事例を紹介する説明会を開催して自主的な取組を促進、支援します。
- 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。
- 過労死等防止啓発月間等において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を行うとともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。
- 長時間労働につながる取引環境の見直しに向け、関係省庁と連携して、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止や下請法違反が疑われる事案への対応に努めます。

▶ 労働条件の確保・改善対策

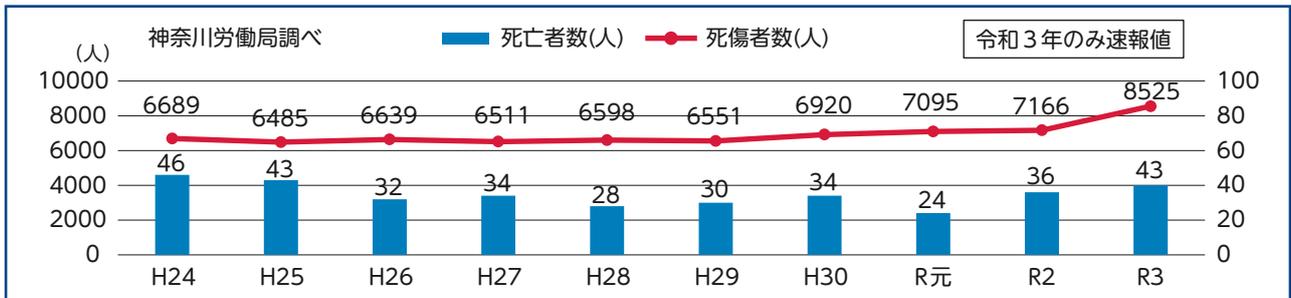
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等を実施します。
- 基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立、定着のために、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。



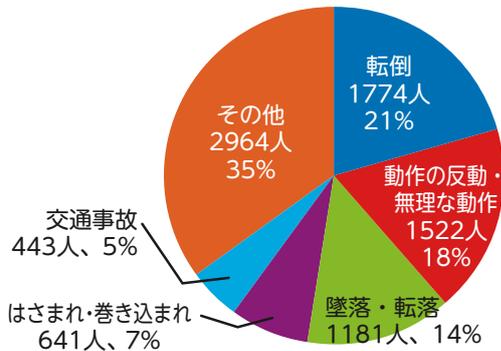
▶ 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

● 県内の労働災害発生状況

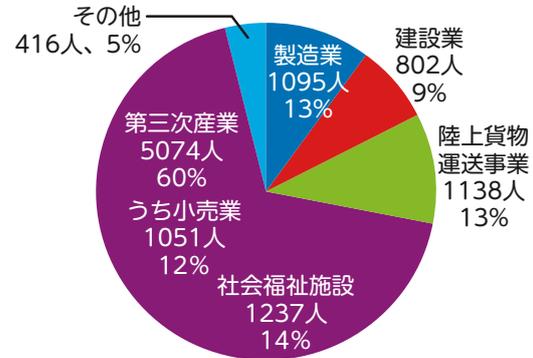
- 休業4日以上労働災害の死傷者数は、平成30年以降4年連続で増加しており、令和3年においても前年同月比で大幅な増加となっています。死亡者数は令和元年に最小となりましたが、令和3年は43件（令和4年2月末速報値）と前年同月比で7件増加しました。
- 死傷災害を業種別でみると、小売業、社会福祉施設などの第三次産業、事故の型別では、転倒災害、腰痛（動作の反動・無理な動作）が多く発生しており、死亡災害等の重大災害と併せて対策が必要となっています。



事故の型別死傷者数



業種別死傷者数

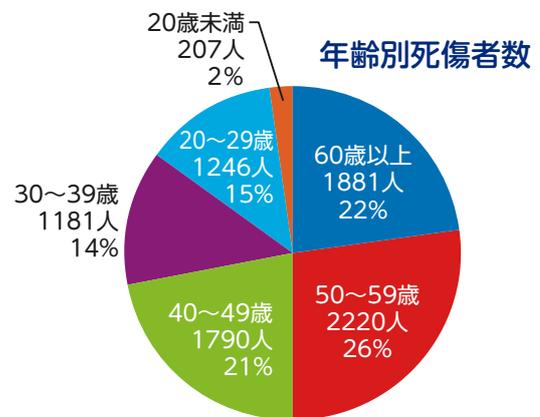


● 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

- 労働災害が増加傾向にある第三次産業等については、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて、転倒災害防止対策や腰痛予防対策などの、企業の自主的な安全衛生活動の促進を図ります。
- 建設業については、墜落・転落災害防止対策など建設工事における労働災害防止対策の促進を図ります。

● 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

- 休業4日以上労働災害のうち50歳以上の労働者に係る災害が全体の約半数を占めており、エイジフレンドリーガイドラインの周知を中心に一層の対策を講じることが必要です。

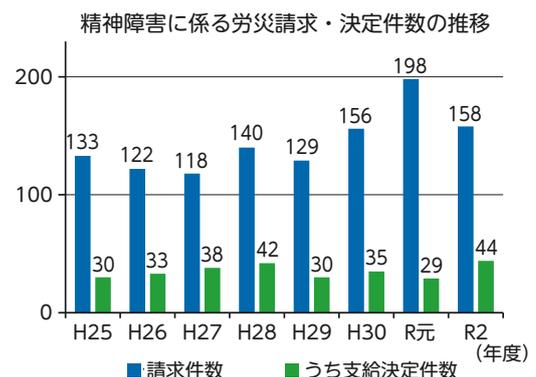


● 新たな化学物質の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

- 化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底を促し、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的な管理の規制への見直し等の周知を図り、理解を促します。
- 改正された特定化学物質予防規則（溶接ヒューム）及び石綿障害予防規則（事前調査結果報告の実施等）の周知・指導の徹底を図ります。

● 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス対策が各事業場で適切に実施されるよう産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の実施、ストレスチェックの実施などについて引き続き指導を行います。また、事業場の特性に応じた取組や事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策が進められるよう「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や産業保健関係助成金の周知を行います。



▶ 総合的なハラスメント対策の推進

今年度より、中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により法の履行確保を図ります。

さらに、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のハラスメントは複合的に生じることも多いため、総合的・一体的なハラスメント防止対策の取組を支援します。

「総合労働相談コーナー」（裏表紙参照）では、新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめ・嫌がらせを含め、あらゆる労働問題に関して、労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等により、丁寧に対応します。



▶ 迅速かつ公正な労災保険の給付

● 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、迅速かつ的確な調査及び決定を行います。また、労働者等からの相談があった場合においては懇切丁寧に対応するとともに、事業場などに対し請求勧奨の実施について依頼を行います。

3

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

▶ 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げに向けて、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係るニーズに応え、賃金引上げを支援します。

▶ 最低賃金制度の適切な運営

神奈川県最低賃金額について、あらゆる機会を捉えて広く周知を図り、最低賃金制度の適正な運営を行います。

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	1,040円	令和3年10月1日



4

治療と仕事の両立支援

▶ 治療と仕事及び不妊治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

産業保健総合支援センター等と連携し、「事業場における治療と仕事の両立支援のガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知と、不妊治療についても同様に「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等の周知・啓発を行います。さらに、「神奈川県両立支援推進チーム」の活動を通して、両立支援に係る関係施策の取組の促進を図ります。

治療と仕事の
両立支援ナビ



治療と仕事の
両立支援助成金



不妊治療と仕事の
両立のために



▶ トライアングル型サポート体制の構築

神奈川産業保健総合支援センターと連携して、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進します。



▶ ハローワークにおける長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する方への支援

がん等の疾病により、長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する方を支援する専門窓口を県内5か所のハローワークに設置し、がん診療連携拠点病院と連携し、就職支援に取り組みます。

神奈川働き方改革推進支援センター（神奈川労働局委託事業） ☎ 0120-910-090

働き方改革推進のため、就業規則の作成方法や賃金規定の見直し、過重労働対策、非正規労働者の処遇改善、ハラスメント対策、労働関係助成金の活用など、労務管理全般に関する相談対応等を無料で行っています。

労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）、 ハローワークの附属施設、神奈川労働局各課・室 所在地等

労働基準監督署

監督署名	管轄	所在地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7374 (監督) 045-211-7375 (安全衛生) 045-211-7376 (労災保険)
鶴見	鶴見区（扇島を除く）	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968 (監督) 045-279-5486 (安全衛生) 045-279-5487 (労災保険)
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311 (監督) 045-287-0274 (安全衛生) 045-287-0275 (労災保険)
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	045-474-1251 (監督) 045-474-1252 (安全衛生) 045-474-1253 (労災保険)
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271 (監督) 044-244-1272 (労災保険) 044-244-1273 (安全衛生)
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	〒213-0001 川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3190 (監督) 044-382-3191 (安全衛生) 044-382-3192 (労災保険)
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	〒238-0005 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
藤沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753 (監督) 0466-97-6748 (安全衛生) 0466-97-6749 (労災保険)
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615 (監督・安全衛生) 0463-43-8616 (労災保険)
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051 (監督) 042-861-8631 (安全衛生) 042-861-8632 (労災保険)
厚木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	〒243-0018 厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1641 (監督) 046-401-1960 (安全衛生) 046-401-1642 (労災保険)
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	〒250-0011 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-22-7151 (監督・安全衛生) 0465-22-7152 (労災保険)

公共職業安定所(ハローワーク)

安定所名	管 轄	所 在 地	電話番号
横 浜	中区、南区、磯子区、港南区、 神奈川区、西区、保土ヶ谷区、 旭区	〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル1~4階	045-663-8609
	横浜港労働出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通4-23	045-201-2031
戸 塚	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609
港 北	港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6 合同庁舎1・4階	045-474-1221
		〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-14-30 ルーシッドスクエア新横浜2階	
横浜南	金沢区、横須賀市のうち船越町、 港が丘、田浦町、田浦港町、田浦 大作町、田浦泉町、長浦町、 箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、 追浜本町、夏島町、浦郷町、 追浜東町、追浜町、浜見台、 追浜南町、逗子市、三浦郡	〒236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609
川 崎	鶴見区(横浜市)、川崎区、幸区	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、 麻生区、中原区	〒213-8573 川崎市高津区千年698-1	044-777-8609
		〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 4 階	
横須賀	横須賀市(横浜南所管轄を除く)、 三浦市	〒238-0013 横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、 高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎1・2階	0466-23-8609
平 塚	平塚市、伊勢原市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎1・2階	0463-24-8609
小田原	小田原市、足柄下郡	〒250-0011 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原 9 階	0465-23-8609
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、 愛甲郡	〒243-0003 厚木市寿町3-7-10	046-296-8609
大 和	大和市、綾瀬市	〒242-0018 大和市深見西3-3-21	046-260-8609
松 田	秦野市、南足柄市、足柄上郡	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-82-8609

ハローワークの付属施設

ハローワークプラザよこはま 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル1階 ☎ 045-410-1010	マザーズハローワーク横浜 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル16階 ☎ 045-410-0338
ハローワークプラザ新百合ヶ丘 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺1-2-2 新百合トウェンティワン1階 ☎ 044-969-8615	相模大野職業相談コーナー ☎ 042-862-0040 マザーズハローワーク相模原 ☎ 042-862-0042 〒252-0303 相模原市南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル5・6階
ハローワークプラザ湘南 〒252-0804 藤沢市湘南台1-4-2 ピノスビル6階 ☎ 0466-42-1616	伊勢原市ふるさとハローワーク ☎ 0463-95-5652 〒259-1131 伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ5階
かながわ若者就職支援センター(ハローワークコーナー) ☎045-311-1331 シニア・ジョブスタイルかながわ(ハローワークコーナー) ☎045-412-4125 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル5階	茅ヶ崎市ふるさとハローワーク ☎ 0467-86-0562 〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-32 茅ヶ崎勤労市民会館2階
横浜新卒応援ハローワーク ☎ 045-312-9206 〒220-0004 横浜西区北幸1-11-15横浜S Tビル16階	秦野市ふるさとハローワーク ☎ 0463-84-0810 〒257-0051 秦野市今川町1-3 秦野駅前農協ビル3階
川崎新卒応援ハローワーク ☎044-244-8609 〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2	相模原市総合就職支援センター(ハローワークコーナー) ☎ 042-700-1560 〒252-0143 相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと6階
横浜わかものハローワーク ☎045-227-8609 〒231-0005 横浜市中区本町4-40 横浜第一ビル9階	

神奈川県労働局各課・室一覧

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8・13階 (本庁舎)				
総務部	総務課	8階	労働局職員の人事・福利厚生、会計、総務	☎ 045-211-7350
			情報公開	☎ 045-211-7349
雇用環境・均等部	企画課	13階	広報、企画調整、両立支援等助成金・業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金等の受付	☎ 045-211-7357
	指導課		男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立、総合労働相談（ハラスメント含む）、ワーク・ライフ・バランス	☎ 045-211-7380
労働基準部	監督課	8階	労働条件の確保、事業場の監督指導	☎ 045-211-7351
	安全課		労働災害の防止等	☎ 045-211-7352
	健康課		労働者の健康管理、作業環境の改善等	☎ 045-211-7353
	賃金室		最低賃金及び最低工賃の決定等	☎ 045-211-7354
	労災補償課		労災補償等	☎ 045-211-7355
	労災補償課分室（※1）		労災医療費の審査	☎ 045-222-6625

※1 労災補償課分室 〒231-0006 横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル5階

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル2・3・5・9階 (分庁舎)				
総務部	労働保険徴収課	9階	労働保険料の徴収・収納 労働保険関係の成立、保険料申告の事務	☎ 045-650-2803
職業安定部	職業安定課	3階 (助成金は5階)	職業紹介、雇用保険	☎ 045-650-2800
	職業対策課		高齢者・障害者等の雇用促進、助成金の受付、相談	☎ 045-650-2801
	訓練室		求職者支援制度、職業訓練	☎ 045-277-8802
	需給調整事業課	2階	労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出及び監督等	☎ 045-650-2810

総合労働相談コーナー

神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課総合労働相談コーナー	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	☎ 045-211-7358											
横浜駅西口総合労働相談コーナー	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル11階	☎ 045-317-7830											
労働基準監督署内総合労働相談コーナー（各労働基準監督署に設置してあります。） ☎	<table border="0"> <tr> <td>横浜南 045-274-8295</td> <td>鶴見 045-279-5482</td> <td>横浜西 045-287-0268</td> </tr> <tr> <td>横浜北 045-274-8319</td> <td>川崎南 044-381-5279</td> <td>川崎北 044-381-9435</td> </tr> <tr> <td>横須賀 046-823-0858</td> <td>藤沢 0466-23-7223</td> <td>平塚 0463-43-8615</td> </tr> <tr> <td>相模原 042-752-1427</td> <td>厚木 046-401-1965</td> <td>小田原 0465-22-7151</td> </tr> </table>	横浜南 045-274-8295	鶴見 045-279-5482	横浜西 045-287-0268	横浜北 045-274-8319	川崎南 044-381-5279	川崎北 044-381-9435	横須賀 046-823-0858	藤沢 0466-23-7223	平塚 0463-43-8615	相模原 042-752-1427	厚木 046-401-1965	小田原 0465-22-7151
横浜南 045-274-8295	鶴見 045-279-5482	横浜西 045-287-0268											
横浜北 045-274-8319	川崎南 044-381-5279	川崎北 044-381-9435											
横須賀 046-823-0858	藤沢 0466-23-7223	平塚 0463-43-8615											
相模原 042-752-1427	厚木 046-401-1965	小田原 0465-22-7151											

労働基準監督署

1. 事業場に対する指導
2. 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
3. 事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理
4. 申告・相談等に対する対応
5. 機械設備等の安全・衛生面の指導
6. 災害調査の実施・統計調査の実施
7. 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
8. 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所（ハローワーク）

1. 仕事をお探しの方へのサービス
 - ①窓口での職業相談・職業紹介
 - ②求人情報の提供
 - ③雇用保険の給付
 - ④職業能力向上のための職業訓練等の相談
2. 事業主の方へのサービス
 - ①求人の受付・人材の紹介
 - ②雇用保険の適用
 - ③雇用管理指導
(障害者・高齢者・外国人の雇用など)

施設名称	郵便番号	住所	TEL
北海道 産業保健総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北1条西7-1プレスト1・7ビル2F	011-242-7701
青森 産業保健総合支援センター	030-0862	青森市古川2-20-3朝日生命青森ビル8F	017-731-3661
岩手 産業保健総合支援センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス14F	019-621-5366
宮城 産業保健総合支援センター	980-6015	仙台市青葉区中央4-6-1SS3015F	022-267-4229
秋田 産業保健総合支援センター	010-0874	秋田市千秋久保田町6-6秋田県総合保健センター4F	018-884-7771
山形 産業保健総合支援センター	990-0047	山形市旅籠町3-1-4食糧会館4F	023-624-5188
福島 産業保健総合支援センター	960-8031	福島市栄町6-6NBFユニックスビル10F	024-526-0526
茨城 産業保健総合支援センター	310-0021	水戸市南町3-4-10水戸FFセンタービル8F	029-300-1221
栃木 産業保健総合支援センター	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24MSCビル4F	028-643-0685
群馬 産業保健総合支援センター	371-0022	前橋市千代田町1-7-4群馬メディカルセンタービル2F	027-233-0026
埼玉 産業保健総合支援センター	330-0064	さいたま市浦和区岸町7-5-19全電通埼玉会館あけぼのビル3F	048-829-2661
千葉 産業保健総合支援センター	260-0013	千葉市中央区中央3-3-8日進センタービル8F	043-202-3639
東京 産業保健総合支援センター	102-0075	千代田区三番町6-14日本生命三番町ビル3F	03-5211-4480
神奈川 産業保健総合支援センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1第6安田ビル3F	045-410-1160
新潟 産業保健総合支援センター	951-8055	新潟市中央区礎町通二ノ町2077朝日生命新潟万代橋ビル6F	025-227-4411
富山 産業保健総合支援センター	930-0856	富山市牛島新町5-5インテックビル(タワー111)4F	076-444-6866
石川 産業保健総合支援センター	920-0031	金沢市広岡3-1-1金沢パークビル9F	076-265-3888
福井 産業保健総合支援センター	910-0006	福井市中央1-3-1加藤ビル7F	0776-27-6395
山梨 産業保健総合支援センター	400-0047	甲府市徳行5-13-5山梨県医師会館2F	055-220-7020
長野 産業保健総合支援センター	380-0935	長野市中御所1-16-11鈴正ビル2F	026-225-8533
岐阜 産業保健総合支援センター	500-8844	岐阜市吉野町6-16大同生命・廣瀬ビル地下1F	058-263-2311
静岡 産業保健総合支援センター	420-0034	静岡市葵区常磐町2-13-1住友生命静岡常磐町ビル9F	054-205-0111
愛知 産業保健総合支援センター	460-0004	名古屋市中央区新栄町2-13栄第一生命ビル9F	052-950-5375
三重 産業保健総合支援センター	514-0003	津市桜橋2-191-4三重県医師会館5F	059-213-0711
滋賀 産業保健総合支援センター	520-0047	大津市浜大津1-2-22大津商中日生ビル8F	077-510-0770
京都 産業保健総合支援センター	604-8186	京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1アーバネックス御池ビル東館5F	075-212-2600
大阪 産業保健総合支援センター	540-0033	大阪市中央区石町2-5-3エル・おおさか南館9F	06-6944-1191
兵庫 産業保健総合支援センター	651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-20ジイテックスアセントビル8F	078-230-0283
奈良 産業保健総合支援センター	630-8115	奈良市大宮町1-1-32奈良交通第3ビル3F	0742-25-3100
和歌山 産業保健総合支援センター	640-8137	和歌山市吹上2-1-22和歌山県日赤会館7F	073-421-8990
鳥取 産業保健総合支援センター	680-0846	鳥取市扇町115-1鳥取駅前第一生命ビルディング6F	0857-25-3431
島根 産業保健総合支援センター	690-0003	松江市朝日町477-17松江SUNビル7F	0852-59-5801
岡山 産業保健総合支援センター	700-0907	岡山市北区下石井2-1-3岡山第一生命ビルディング12F	086-212-1222
広島 産業保健総合支援センター	730-0011	広島市中区基町11-13合人社広島紙屋町アネクス5F	082-224-1361
山口 産業保健総合支援センター	753-0051	山口市旭通り2-9-19山口建設ビル4F	083-933-0105
徳島 産業保健総合支援センター	770-0847	徳島市幸町3-61徳島県医師会館3F	088-656-0330
香川 産業保健総合支援センター	760-0050	高松市亀井町2-1朝日生命高松ビル3F	087-813-1316
愛媛 産業保健総合支援センター	790-0011	松山市千舟町4-5-4松山千舟454ビル2F	089-915-1911
高知 産業保健総合支援センター	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45総合あんしんセンター3F(2020年4月20日~)	088-826-6155
福岡 産業保健総合支援センター	812-0016	福岡市博多区博多駅南2-9-30福岡県メディカルセンタービル1F	092-414-5264
佐賀 産業保健総合支援センター	840-0816	佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル4F	0952-41-1888
長崎 産業保健総合支援センター	852-8117	長崎市平野町3-5建友社ビル3F	095-865-7797
熊本 産業保健総合支援センター	860-0806	熊本市中央区花畑町9-24住友生命熊本ビル3F	096-353-5480
大分 産業保健総合支援センター	870-0046	大分市荷揚町3-1いちご・みらい信金ビル6F	097-573-8070
宮崎 産業保健総合支援センター	880-0806	宮崎市広島1-18-7大同生命宮崎ビル6F	0985-62-2511
鹿児島 産業保健総合支援センター	890-0052	鹿児島市上之園町25-1中央ビル4F	099-252-8002
沖縄 産業保健総合支援センター	901-0152	那覇市宇小緑1831-1沖縄産業支援センター2F	098-859-6175
労働者健康安全機構 (勤労者医療・産業保健部産業保健課)	211-0021	川崎市中原区木月住吉町1-1事務管理棟	044-431-8660

■ 全国統一ナビダイヤル  **0570-038046** このナビダイヤルを利用することにより、最寄りの産業保健総合支援センターに着信します。

〈地域産業保健センター〉
最寄りの産保センターにお問い合わせいただくか、産保センターのホームページをご覧ください。詳しくはこちらから 

企業の明るい未来のために

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート!

産業保健総合支援センター 地域産業保健センター

事業案内



事業場の状況に応じた各支援の活用イメージ

さまざまな支援を上手に活用して、
産業保健活動に取り組みましょう!

ステップ
1

地域産業保健センターを活用して、労働者の健康管理を行いましょ

ステップ
2

専門スタッフの訪問指導や助成金を活用して、自主的な取り組みを図りましょ

ステップ
3

いろいろな研修に参加して、産業保健に関する理解をさらに深めましょ
★困ったことがあれば、相談窓口を活用ましょ



産業保健スタッフ向けサービス

産業保健総合支援センター

各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

【産業保健関係者に対する専門的研修等】

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。

※研修参加には事前の申込みが必要です。

【産業保健関係者からの専門的相談対応】

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

【メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援】

専門スタッフ（産業カウンセラー、社労士、保健師等）が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

【治療と仕事の両立支援】

専門スタッフ（社労士、産業カウンセラー、保健師等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行っています。

【産業保健に関する情報提供・広報啓発】

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の貸出等も行っています。※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

【事業主・労働者に対する啓発セミナー】

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。



小規模事業場向けサービス

地域産業保健センター（地域窓口）

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

【労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談】

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

【健康診断の結果についての医師からの意見聴取】

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

【ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導】

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

【個別訪問による産業保健指導の実施】

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

※**地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。**
(総括産業医(企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医)がいる小規模事業場は支援対象外となります。)

また利用回数には制限があります。
詳しくは、最寄りの地域産業保健センターもしくは産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

提供するサービスはすべて**無料**です。



こころの耳をご存じですか？

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする
職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです



働く方へ

- ・セルフケア
- ・セルフチェック
(ストレス・疲労蓄積度)
- ・相談窓口

事業者の方へ

- ・他社の取組事例
- ・ストレスチェック
- ・職場環境改善

ご家族の方へ

- ・うつ病について
- ・ご家族へのケア
- ・医療機関の検索

部下を持つ方へ

- ・部下へのケア
- ・休業・復職者への対応

支援する方へ

- ・研修に使える資料
- ・パンフレット

あなたの笑顔のために



こころの耳の相談窓口

働く人の 「こころの耳電話相談」

0120-565-455



月曜日・火曜日 17:00～22:00
土曜日・日曜日 10:00～16:00
(祝日、年末年始はのぞく)

働く人の 「こころの耳SNS相談」

スマートフォンなどで右のQRコード
を読み取ると友だち登録できます



月曜日・火曜日 17:00～22:00
土曜日・日曜日 10:00～16:00
(祝日、年末年始はのぞく)

働く人の 「こころの耳メール相談」

こころの耳メール

検索



24時間受付
1週間以内に返信します

※相談の受付には利用規約への同意が必要です。あらかじめ利用規約をご確認ください。



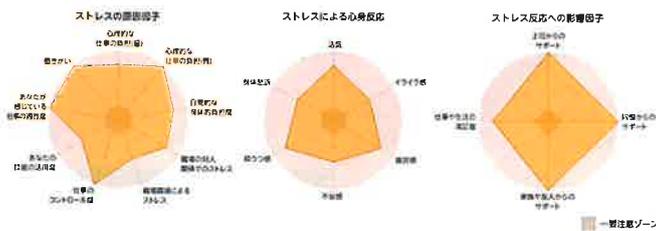
あなたは一人ではありません
あなたの力になる 場所や人を 一緒に探しましょう

よく見られているコンテンツ

5分でできる職場の ストレスセルフチェック



4つのSTEPによる簡単な質問から、あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。



ご存知ですか?

うつ病



うつ病とは、脳のエネルギーが低下した状態です。

それによって、憂うつな気分や意欲低下などの心理的症状のほか身体的な自覚症状を伴うことも珍しくありません。

うつ病について正しい知識をもって、必要な対応や支援につなげていただけるよう、情報をまとめています。

ストレスチェック制度について

ストレスチェック制度に関する様々な情報をまとめています。



- 実施マニュアル
 - 実施ツール (各種調査票、医師による面接指導など)
 - 職場環境改善ツール
 - ストレスチェック実施プログラム
- など

相談窓口案内



問題解決に向けて一歩を踏み出すための相談機関や窓口を紹介しています。

- 仕事に関する相談
- こころの健康に関する相談
- 仕事に関する相談 (若者向け相談窓口)
- 職場のパワハラ・セクハラに関する相談
- 生活に関する相談
- DV、性暴力などに関する相談

新型コロナウイルス感染症対策 (こころのケア)



新型コロナウイルス感染症のまん延とその対策の影響から生じる不安やストレスと上手に付き合うため様々な情報をまとめています。

- 専門家からのアドバイス (こころのケア)
 - 在宅勤務お役立ちコンテンツ
 - 各種相談窓口
- など

やってみよう・教えよう
SINCE 2017
POSITIVE SHARING
#ポジティブ
疲れやストレスと前向きにつきあうコツ



しごととより、 いのち。

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

仕事って、大事。でも、いのちはもっと大切。誰もがわかっているはず。

しかし、現在の日本では、勤務問題を原因とする

過労死等の総数は増加傾向にあります。

過労死。この言葉の意味について、私たちは今一度、

考え直す必要があるのではないのでしょうか。

事業主の皆さま、労働者が働きやすく相談しやすい環境づくりを。

労働者の皆さま、心身の不調があれば、早めに周囲の人や専門家に相談を。

ご家族の皆さま、異変に気づいたら、ご本人の話に耳を傾け、相談窓口へ。

私たちは今、令和の新しい時代の空の下にいます。

大切な、かけがえのないいのちを守るため、

新しい時代の新しい働き方、みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して

働き続けることのできる社会へ、それが一番大切。

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。